

グループホームの家賃等助成事業が始まります (グループホーム利用者向け案内)

※ 家賃等…家賃、食費及び光熱水費

事業の内容

低所得者の方がグループホームの家賃等の支払いに困難を生じ、入居を断念したり、退居せざるを得なくなならないよう、広域組合では令和8年8月から家賃等助成事業を開始します。利用しているグループホームがこの事業の登録をされていて、かつ、事業の対象者として広域組合から認定された場合、家賃等の軽減を受ける事ができます。

事業の対象になる方

大仙市、仙北市、美郷町のいずれかの市町に在住の65歳以上の方で、下記①から⑥の要件全てに該当する方

- | | |
|---|--|
| ① | 本人及び世帯全員が市町村民税非課税であり、
本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が826,500円以下 |
| ② | 市町村民税が課されている方の扶養親族となっていない |
| ③ | 市町村民税が課されている方が加入する医療保険の被扶養者になっていない |
| ④ | 介護保険料の滞納をしていない |
| ⑤ | 介護給付の減額措置を受けていない |
| ⑥ | 生活保護法による保護を受けていない |

※ ①～③については、前年の状況による。

※ 要件該当の確認にあたり、裏面のフローチャートをご活用ください。

事業の対象となった場合の家賃等の軽減額

1月あたり8,000円を上限

※ 毎月の家賃等にかかる請求額から、上記金額が減額されます。

必要な申請手続き

- | | |
|---|--|
| ・ | 事業の対象になる方の要件を全て満たす場合、地域包括支援センターやお住いの市・町の介護保険担当窓口、介護保険事務所で申請します。この申請は、グループホームに代行を依頼する事が出来ますので、希望する場合はグループホームにその旨をお伝えください。 |
| ・ | 審査の結果、事業の対象者として認定された場合には「認定通知書」が交付されます。交付を受けた「認定通知書」を、利用するグループホームに提示してください。グループホームに申請代行を依頼した場合、申請の結果通知は原則グループホームに郵送されます。 |

※ 利用するグループホームがこの事業に登録している事が条件ですので、登録の有無をあらかじめグループホームにご確認ください。